

神奈川県議会議員

永田まりな

MARINA NAGATA



II 緊急事態宣言が発出されました

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、1月8日、国は緊急事態宣言を発出しました。これを受け、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、神奈川県は県民や事業者の皆さんに次の事項を要請しました。

鎌倉人 VOL.56

県民の皆さんへ

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けること、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。
- 大学・学校関係者には、学生・生徒に基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活・クラブ(部活動)など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

イベント(1/8以降の新規発売分)は...

5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。

職場等は...

「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤・昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけをお願いします。20時以降はネオンやイルミネーションの早めの消灯にご協力をお願いします。

事業者の皆さんへ

- 特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市の酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただくよう要請しました。
- 1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただくよう要請します。

この要請にご対応いただいたお店に協力金を支給します。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。

* 協力金申請などの詳細は [神奈川 協力金 第5弾](#)

- この他、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興・遊戯・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮にご協力いただくようお願いします。

1月8日、神奈川県議会では臨時議会が開かれ、飲食店に対する時短要請協力金に関する補正予算約540億円が審議されました。委員会・本会議ともに全会一致で可決されましたが、午前3:15の閉会まで所属する産業労働常任委員会内では相当の議論を重ねられました。

議論のポイントは「横浜、川崎以外の市町村への時短要請の時期について」です。

8~11日に関しての要請はあくまで横浜、川崎のみです。それ以外の地域での時短要請は12日からで、鎌倉の皆様が8日から時短営業をしてくださっても8~11日は要請外(協力金はなし)となっていました。このことが非常に分かりづらく、正確な情報に辿りつけないまま緊急事態宣言の開始とともに時短要請がかかっていると判断された事業者が多数いらっしゃいました。

- ✓ 時短要請の中身について、県民に広く・早く周知を図ること
- ✓ 8~11日に関して、協力金がでない地域の事業者へもなんらかの形での支援
- ✓ 飲食店だけでなく、食材を納入しているような関連事業者等への支援

我が会派としては以上を強く要望し、副知事から「国になんらかの形の支援を求める」という答弁がいただけたことは一定の成果と考えます。また「持続化給付金と家賃支援給付金の再支給」「飲食店だけでなく関連事業者支援」を含む支援強化を求め、国への意見書を提出いたしました。

12月11日、県の宿泊療養施設で、基礎疾患のない50代の患者が亡くなるという事案が発生しました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。

今回の県の対応に関しては、療養者の方を医師や医療機関につなぐ仕組みが適切に働かなかったという点で、知事は仕組み上の問題があったと言わざるをえないと陳謝されました。県では毎日の健康観察に加え、安否確認の回数を増やすなど対応していくことが発表されましたが、宿泊療養施設や自宅療養している皆様が安心して回復につとめられる環境が整備されるよう、会派で提言をしてまいります。

本紙の記事は2021年1月10日現在の情報です。

新型コロナウイルスに関する動向は刻一刻と変化するため、掲載内容が現況に即していない場合があります。

最新情報は県HPなどをご確認頂くようお願い致します。



II 第3回定例会報(2) 一般質問を行いました。

12月4日に一般質問に立ち、コロナ禍における重要課題を始めとする計7項目について知事らと議論を交わしました。ここではそのうち2項目について報告致します。

1 市町村と連携した移住・定住の促進

Q：コロナ禍を受けたテレワークの普及や3密を避けようとする人々の意識の変化を背景に、本県は東京からの転出者の受け皿となっている。特に鎌倉など海沿いの市町では転入超過の傾向が顕著である一方で、相模川以西の市町村においてはその傾向はあまり見られないなど地域によって状況が異なっている。

今後本県への移住・定住をさらに進めるためにはそれぞれの地域の特性・事情に寄り添って市町村に寄り添いながら取り組む必要がある。県としての考えを問う。

A：従来の取組にプラスして先輩移住者や地域でコミュニティ活動に携わる方の協力を得て情報発信、移住相談を行っていく。市町村向けの研修会や、団体を立ち上げて移住促進を目指す市町村には移住相談員が移住希望者と市町村を結びつける中で培ったノウハウや他県の成功事例を共有、現地を回り、先輩移住者と意見交換をしながら地域の魅力の掘り起こし、アピールのアドバイスを行っていく。

市町村の実情は様々である。県には「移住・定住を促進します！」という抽象的な取組みではなく、一歩進んだ地域に寄り添った姿勢が求められていると考える。移住・定住のチャンスと言われているがなにもしなければそのパイは他県にとられてしまう。暮らすこと、働くことの境界線が人それぞれの時代においては移住定住促進には担当課だけではなく、様々な部署のコミットが必要不可欠であるので全庁一丸となって取組を進めることを要望する。

2 性的虐待にあった子どもへの支援

過去最多を更新している児童虐待件数の中で、だいたい同率起こると言われている性的虐待。発見の難しさからエスカレートする危険性、児童のその後の心身ともに起これり得る不調による深刻なダメージ。

早期発見・対応はもちろんのこと、被害に遭った子どもたちへのケアの重要性について訴えました。

アメリカではコートハウスファシリティドッグとして傷ついた子供に寄り添う犬が活躍をしています。日本においても、神奈川にあるNPO法人神奈川子ども支援センターつなぐさんにより、虐待を受けた子供が裁判で証言をする際に犬が付き添い、子どもの心理的負担軽減を図る取組を行う活動実例があります。

ですがまだその実態は存在の周知を始め、制度や理解が進んでいるとは言えません。知事からは各関係団体と連携をとりながら民間NPOなどの協力を仰ぎ、きめ細やかな支援をしていく旨のご答弁をいただきましたので今後の取組に注視していきます。

3 コロナ禍における妊産婦支援

4 データに基づく観光施策の展開

5 東京2020大会記念物等の保存

6 鎮魂モニュメントの整備

7 コロナ禍における高齢者施設での認知機能低下を防ぐ取組